

平成 31 年 3 月 12 日総長裁定制定「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」の解釈について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2021 年 4 月 17 日）

標題の件について以下の通り質問します。

1.第 2 条第 1 項第 1 号について、「気象警報等」は特別警報又は暴風警報とされていますが、これに暴風雪警報は含まれますか。

2.第 2 条第 1 項第 3 号について、JR 西日本(京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線)は、列挙された複数、たとえば奈良線と嵯峨野線が運休となった場合、1 つの交通機関が運休になったと数えるのか、複数(例の場合だと 2 つ)の交通機関が運休になったと数えるのか、どちらが正しいのですか。

3.第 7 条第 4 項について、通学経路となる交通機関が災害により運休となり通学が困難となった場合は救済措置の対象となりますか。

以上 3 点について質問します。回答は公開してください。

【回答】（回答日：2021 年 4 月 21 日）

（回答部署：教育推進・学生支援部教務企画課）

1.

含まれません。

2.

記載されている例示（奈良線と嵯峨野線が運休となった場合）は1つの交通機関が運休と数えます。

3.

状況による事なので、明言はできません。状況を考慮して部局長が適切に判断します。